

●香川県広域水道企業団告示第5号

香川県広域水道企業団建設工事共同企業体事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。

令和8年3月27日

香川県広域水道企業団企業長 池田豊人

香川県広域水道企業団建設工事共同企業体事務取扱要領の一部を改正する要領

香川県広域水道企業団建設工事共同企業体事務取扱要領（令和2年香川県広域水道企業団告示第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入札)</p> <p>第7条 契約担当者は、特定建設工事共同企業体が提出する入札書については、特定建設工事共同企業体の名称及びその代表者である構成員を明記の上、構成員全員の連名で記名させるものとする。ただし、1人の構成員に他の構成員が入札に関する権限を委任している場合には、特定建設工事共同企業体の名称及び受任構成員であることを明記の上、受任構成員のみで記名させることができる。</p>	<p>(入札)</p> <p>第7条 契約担当者は、特定建設工事共同企業体が提出する入札書については、特定建設工事共同企業体の名称及びその代表者である構成員を明記の上、構成員全員の連名で記名<u>押印</u>させるものとする。ただし、1人の構成員に他の構成員が入札に関する権限を委任している場合には、特定建設工事共同企業体の名称及び受任構成員であることを明記の上、受任構成員のみで記名<u>押印</u>させることができる。</p>

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。